

## 広島市難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の健全な発育を支援し、もって福祉の増進を図るため、補聴器の購入に要する経費の一部を助成することについて必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 この要綱において「保護者」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する親権を行う者、未成年後見人その他の者であって当該児童を現に監護する者をいう。

### (交付対象児)

第3条 助成金の交付対象児（以下「対象児」という。）は、次に掲げる要件のいずれをも満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有する18歳未満の難聴児であること。
- (2) 両耳の聴力レベルがいずれも30デシベル以上であること。ただし、市長が難聴の状態を勘案し、補聴器の装用が必要と認めるときにはこの限りではない。
- (3) 身体障害者手帳の交付対象でないこと。

### (助成対象経費)

第4条 助成金の対象となる経費は次のとおりとする。

- (1) 補聴器（補聴援助システムを含む。以下同じ。）の購入又は製作に要する経費（当該補聴器を購入又は製作後5年を経過するごとに買い替えるための経費を含む。以下「購入費」という。）。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときには、5年を経過しないで買い替える場合も助成の対象とするものとする。
- (2) 対象児が使用する補聴器に係るイヤーマールドの交換に要する経費（前号の規定により補聴器を購入又は製作した年度を除き、1年度につき1回に限る。以下「交換費」という。）
- (3) 対象児が使用する補聴器の修理に要する経費（補聴器を購入又は製作した年度を除き、1年度につき1回（対象児が両側の耳に装用している場合は、左右の耳を問わず2回）に限る。以下「修理費」という。）。

### (助成金額)

第5条 購入費及び交換費の助成金額は次のとおりとする。

- (1) 購入費又は交換費と、別表1（1）又は2の名称の欄に掲げる補聴器等の区分に応じ、それぞれ1台当たりの基準価格の欄に掲げる額（補聴援助システムの場合は、別表1（2）の名称の欄に掲げる区分に応じて、必要な台数分を合算した額）とを比較していずれか少ない方の額に3分の2を乗じて得た額とする。ただし、100円未満の額は切り捨てるものとする。

る。

- (2) 補聴器は、装用効果の高い側の耳への片側装用を原則とし、市長が、教育、生活上等特に必要と認めた場合は両側に装用することができるものとする。両側装用した場合の助成金額は、左右それぞれの耳について前号の規定により算定した額を合算した額（補聴援助システムの場合は、左右の耳に必要な台数分を合算した額により算定した額）とする。

- 2 修理費の助成金額は、修理費と「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第528号。別表3修理基準（5）その他 補聴器）に掲げる価格（1回の申請に複数の修理がある場合は、それぞれの価格を合算した額）とを比較していずれか少ない方の額に3分の2を乗じて得た額とする。ただし、100円未満の額は切り捨てるものとする。

（交付申請）

第6条 助成金の交付を希望する対象児の保護者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ難聴児補聴器購入費助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。ただし、やむを得ない理由により、補聴器の修理の前に申請書を提出することができない場合にあつては、修理後3か月以内に申請することができるものとする。

- (1) 一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会が新生児聴覚スクリーニング後の精密聴力検査機関に認定した医療機関の医師が、対象児の聴力検査を実施した後に申請者に対して交付した難聴児補聴器購入費助成金交付意見書（様式第2号。以下「意見書」という。）
- (2) 身体障害者手帳の交付申請をした難聴児については、身体障害者手帳交付に係る却下決定通知書の写し
- (3) 意見書の処方に基づき、公益財団法人テクノエイド協会が認定した認定補聴器専門店が作成した見積書
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項各号の規定にかかわらず、申請内容が交換費又は修理費のみの場合は、次に掲げる書類を添えて申請するものとする。

- (1) 公益財団法人テクノエイド協会が認定した認定補聴器専門店が作成した見積書
- (2) イヤーモールド交換又は修理に係る補聴器が本事業の助成を受けて購入した補聴器ではない場合は、助成対象児の聴力を証する書類

（交付決定）

第7条 市長は、前条に規定する交付申請があつたときは、必要な審査を行い、助成金を交付することを決定した場合は交付決定通知書（様式第3号）により、交付を行わないことを決定した場合には交付申請却下通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。この場合

において、市長は必要があると認めるときは、身体障害者更生相談所及びこども療育センターに補聴器の構造、機能等に関する技術的な意見を聴くことができる。

(申請の取下)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた者は、前条の通知を受領した場合において、やむを得ない事由により補聴器の購入を中止する場合は、補聴器の納入までに、難聴児補聴器購入費助成申請取下書(様式第5号)により申請の取下げをすることができる。

(補聴器購入)

第9条 助成金の交付決定を受けた者は、第6条第3号に規定する見積りを依頼した業者から、補聴器を購入しなければならない。

(助成金の請求及び支払)

第10条 前条により補聴器を購入した申請者は、難聴児補聴器購入実施報告書(様式第6号)に領収書を添えて助成金を請求するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

1 補聴器購入費

(1) 補聴器本体

名 称	1台当たりの基準価格(円)	基準価格に含まれるもの	耐用年数
軽度・中等度難聴用ポケット型	53,500 (助成額 35,600)	①補聴器本体 (電池を含む。) ②イヤーマールド ※デジタル式補聴器 で補聴器の装用に関 し、専門的な知識・技 能を有する者による 調整が必要な場合は 2,000円を加算する。	5年
軽度・中等度難聴用耳かけ型	55,900 (助成額 37,200)		
高度難聴用ポケット型	53,500 (助成額 35,600)		
高度難聴用耳かけ型	55,900 (助成額 37,200)		
重度難聴用ポケット型	68,500 (助成額 45,600)		
重度難聴用耳かけ型	80,700 (助成額 53,800)		
耳あな型 (レディメイド)	92,000 (助成額 61,300)	①補聴器本体 (電池を含む。)	
耳あな型 (オーダーメイド)	144,900 (助成額 96,600)		
骨導式ポケット型	74,100 (助成額 49,400)	①補聴器本体 (電池を含む。) ②骨導レシーバー ③ヘッドバンド	
骨導式眼鏡型	134,500 (助成額 89,600)	①補聴器本体 (電池を含む。) ②平面レンズ	

(2) 補聴援助システム

名 称	1台当たりの基準価格(円)	耐用年数
受信機	97,300	5年
オーディオシュー	5,250	
ワイヤレスマイク	135,400	

2 イヤーマールド交換費

名 称	1台当たりの基準価格(円)
イヤーマールド	9,500 (助成額 6,300)

(注)

- 第4条第2号に規定するイヤーマールドの交換に要する経費の助成を受けた後、同一年度内に、同条第1号に規定する補聴器の購入又は製作後5年を経過するごとに買い替えるための経費の助成を申請する場合は、別表1(1)に規定する補聴器の1台当たりの基準価格から別表2に規定するイヤーマールドの1台当たりの基準価格を差引いた金額を基準価格とする。
- 業者が材料仕入時に負担した消費税相当分を考慮し、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第528号。告示3又は5)に規定された価格の算定方法を準用して算出した額を基準の上限とする。
- 電池については、補聴器購入時のみの付属品であり、修理による支給は認められない。